

新潟県条例第41号

新潟県港湾管理条例の一部を改正する条例

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

港湾施設及び その使用の区 分	使用料算定の基礎		国際拠点港湾	重要港湾		地方港湾	
			新潟港	直江津港	両津港 小木港	柏崎港 姫川港	岩船港 寺泊港 赤泊港 二見港
係留 施設 の 岸 壁 、 係 船 く 使 用 い	輸出取引 等に係る	係留時間が1時間以内の船舶 総トン数1トン につき	1円56銭	1円56銭	1円56銭	1円27銭	51銭
	使用	係留時間が1時間を超え12時間以内の船舶 総 トン数1トンにつき	5円55銭	5円55銭	5円55銭	4円50銭	1円80銭
	係留時間が 12時間を超 える船舶	係留時間が24時間以内 総トン数 1トンにつき	7円40銭	7円40銭	7円40銭	6円	2円40銭
		係留時間が24時間を超える場合 その超える12時間までごとに総ト ン数1トンにつき	3円70銭	3円70銭	3円70銭	3円	1円20銭
その他の 使用	係留時間が1時間以内の船舶 総トン数1トン につき	1円72銭	1円72銭	1円72銭	1円40銭	56銭	
	係留時間が1時間を超え12時間以内の船舶 総	6円11銭	6円11銭	6円11銭	4円95銭	1円98銭	

及び 棧 橋	トン数1トンにつき							
	係留時間が 12時間を超 える船舶	係留時間が24時間以内 総トン数 1トンにつき	8円14銭	8円14銭	8円14銭	6円60銭	2円64銭	
		係留時間が24時間を超える場合 その超える12時間までごとに総ト ン数1トンにつき	4円7銭	4円7銭	4円7銭	3円30銭	1円32銭	
物 揚 場 及 び 係 船 護 岸	輸出取引 等に係る 使用	係船	総トン数300トン未満の船舶 1 隻1日につき	370円	370円	370円	無料	無料
			総トン数300トン以上500トン未満 の船舶 1隻1日につき	1,100円	1,100円	1,100円	無料	無料
			総トン数500トン以上の船舶 1 隻1日につき	2,600円	2,600円	2,600円	2,600円	870円
	貨物	使用日数が貨物の積卸作業開始前 2日以内又は完了後2日以内の場 合	無料	無料	無料	無料	無料	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前 3日以上9日以内又は完了後3日 以上9日以内の場合 使用面積1 平方メートル使用日数1日につき	4円	4円	4円	4円	1円30銭	
		使用日数が貨物の積卸作業開始前 10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用	5円94銭	5円94銭	5円94銭	5円94銭	1円94銭	

		日数1日につき					
その他の 使用	係船	総トン数300トン未満の船舶 1 隻1日につき	407円	407円	407円	無料	無料
		総トン数300トン以上500トン未満 の船舶 1隻1日につき	1,210円	1,210円	1,210円	無料	無料
		総トン数500トン以上の船舶 1 隻1日につき	2,860円	2,860円	2,860円	2,860円	957円
	貨物	使用日数が貨物の積卸作業開始前 2日以内又は完了後2日以内の場 合	無料	無料	無料	無料	無料
		使用日数が貨物の積卸作業開始前 3日以上9日以内又は完了後3日 以上9日以内の場合 使用面積1 平方メートル使用日数1日につき	4円7銭	4円7銭	4円7銭	4円7銭	1円32銭
		使用日数が貨物の積卸作業開始前 10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積1平方メートル使用 日数1日につき	6円5銭	6円5銭	6円5銭	6円5銭	1円98銭
荷さばき地	使用日数が貨物の積卸作業開始前2日以内又は 完了後2日以内の場合	無料	無料	無料	無料	無料	
	使用日数が貨物の積卸作業開始前3日以上9日 以内又は完了後3日以上9日以内の場合 使用	6円69銭	6円1銭	2円83銭	2円83銭	95銭	

	面積 1 平方メートル使用日数 1 日につき								
	使用日数が貨物の積卸作業開始前10日以上又は完了後10日以上の場合 使用面積 1 平方メートル使用日数 1 日につき			13円37銭	12円 1 銭	5 円65銭	5 円65銭	1 円88銭	
待合所及び手荷物取扱所	一般	使用期間が15日以内の場合 使用面積 1 平方メートル使用日数 1 日につき		万代島 旅客ターミナル 15円3 15円57 銭	国際旅 客ターミナル 15円 3 銭	25円51銭	両津港 12円78 銭	小木港 15円88 銭	
		使用期間が16日以上の場合 使用面積 1 平方メートル使用日数 1 日につき		万代島 旅客ターミナル 22円54 23円35 銭	国際旅 客ターミナル 22円54 銭	38円27銭	両津港 19円17 銭	小木港 23円83 銭	
	専用	使用面積 1 平方メートル 1 月につき		万代島 旅客ターミナル 451円 468円	国際旅 客ターミナル 451円	766円	両津港 384円	小木港 476円	
上屋及び倉庫	鉄	くん蒸	くん	くん蒸 1 倉 1 回につき		31, 335円			

筋 造 り 又 は 鉄 骨 造 り	庫（1 倉の収 容容積 が100 立方メ ートル を超え るもの に限 る。）	蒸に 係る 使用											
		その 他の 使用	1日につき	11,943円									
		その他 の施設	一般	使用期間が15日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	山の 下上 屋 18円 1銭	東港 区 14円 36銭	その 他の もの 14円 67銭	中央埠 頭2号 上屋 16円54 銭	その他 のもの 14円42 銭	両津 港南 埠頭 貨物 上屋 10円 19銭	両津 港そ 他の もの の 12円 98銭	小木 港 18円 43銭	姫川港 2円90銭
		使用期間が16日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	山の 下上 屋 27円 1銭	東港 区 21円 47銭	その 他の もの 22円 1銭	中央埠 頭2号 上屋 24円82 銭	その他 のもの 21円64 銭	両津 港南 埠頭 貨物 上屋	両津 港そ 他の もの の 27円 64銭	小木 港 27円 64銭	姫川港 4円36銭		

									15円 28銭	19円 47銭		
		専用	使用面積1平方メートル1 月につき	山の 下上 屋 540 円	東港 区 430 円	その 他の もの 440 円	中央埠 頭2号 上屋 496円	その他 のもの 432円	両津 港南 埠頭 貨物 上屋 306 円	両津 港そ 他の もの 553 円	小木 港 553 円	姫川港 87円
	その他の構 造	一般	使用期間が15日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	7円26銭								
		一般	使用期間が16日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	10円89銭								
		専用	使用面積1平方メートル1 月につき	219円								
保 管 施 設 の	コンテナ ターミナ ルにおけ るコンテ ナ蔵置		20フィート換算によるコンテナ1個蔵置日数1 日につき	54円								

野 積 場	その他の 使用	舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	3円34銭	3円	1円42銭	1円42銭	47銭
				使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	5円2銭	4円51銭	2円12銭	2円12銭	72銭
			専用	使用面積1平方メートル1 月につき	100円	90円	43円	43円	14円
		未舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	2円30銭	2円8銭	81銭	81銭	35銭
				使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	3円51銭	3円12銭	1円39銭	1円39銭	58銭
			専用	使用面積1平方メートル1 月につき	69円	63円	24円	24円	11円
船 舶 給 水 施 設	輸出取引 等に係る 使用	基本料金（執務時 間内）	4月1日から11月30日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の 額を加えて得た 額（1円未満の 端数があるとき は、これを四捨 五入して得た	水道料金に111 円73銭を加えて 得た額（1円未 満の端数がある ときは、これを 四捨五入して得	水道料金に111 円73銭を加えて 得た額（1円未 満の端数がある ときは、これを 四捨五入して得	水道料金に 111円73銭を 加えて得た 額（1円未 満の端数が あるときは、	水道料金に 111円73銭を 加えて得た 額（1円未 満の端数が あるときは、	





			額)		た額)	た額)	これを四捨五入して得た額)	これを四捨五入して得た額)
			西港区	東港区				
			147円 10銭	122円 90銭				
	12月1日から3月31日まで 水量1トンにつき	水道料金に次の額を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	203円 63銭	179円 43銭	水道料金に179円43銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に179円43銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に179円43銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)	水道料金に179円43銭を加えて得た額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)
	加算料金(執務時間外)	水量1トンにつき	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額	基本料金の0.5倍の額
荷役機械	移動式タワークレーン	1基使用時間1時間につき		42,836円				
	コンテナクレーン	1基使用時間1時間につき	72,285円	72,285円				
管理棟	使用面積1平方メートル1月につき		1,466円					
プレジャーボート施設の棧	船舶の長さ1メートル1年につき		7,134円					

橋及び野積場									
港湾施設用地	工作物を設置するもの		使用期間が1月未満の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	2円53銭	2円29銭	89銭	89銭	39銭	
			使用期間が1月以上の場合 使用面積1平方メートル 1月につき	72円	65円	25円	25円	12円	
	工作物を設置しないもの	舗装 一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	3円34銭	3円	1円42銭	1円42銭	47銭	
			使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	5円2銭	4円51銭	2円12銭	2円12銭	72銭	
		専用	使用面積1平方メートル1月につき	100円	90円	43円	43円	14円	
		未舗装	一般	使用期間が7日以内の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	2円30銭	2円8銭	81銭	81銭	35銭
				使用期間が8日以上の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき	3円51銭	3円12銭	1円39銭	1円39銭	58銭
			専用	使用面積1平方メートル1	69円	63円	25円	25円	11円

		月につき						
架空工作物又は地下工作物	使用期間が1月未満の場合 使用面積1平方メートル 使用日数1日につき		1円27銭	1円14銭	45銭	45銭	20銭	
	使用期間が1月以上の場合 使用面積1平方メートル 1月につき		34円49銭	31円19銭	12円13銭	12円13銭	5円25銭	
電柱又は電話柱	本柱、支柱又は支線1本1年につき		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
鉄塔	使用面積1.7平方メートル 1年につき		1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	
ハンドホール又はマンホール	1個1年につき		3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
埋設管又は架空管類	外径が0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	88円	37円	37円	37円	37円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	110円	50円	50円	50円	50円	
	外径が0.2メートル以上	長さ1メートル1年につき	230円	100円	100円	100円	100円	

		メートル以上 0.4メートル 未満のもの	トル1年に つき					
		外径が0.4メ ートル以上 1.0メートル 未満のもの	長さ1メー トル1年に つき	590円	250円	250円	250円	250円
		外径が1.0メ ートル以上 のもの	長さ1メー トル1年に つき	1,100円	500円	500円	500円	500円
	架空線	長さ1メートル1年につき		9円	4円	4円	4円	4円
	地下線	長さ1メートル1年につき		5円	2円	2円	2円	2円

備考

- この表において「輸出取引等に係る使用」とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する役務の提供に係る使用をいう。
- この表において「専用」とは3月以上継続して施設を使用する場合をいい、「一般」とは専用以外の場合をいう。
- この表において「くん蒸に係る使用」とは、くん蒸を目的とした使用であつて、貨物の入庫の日から当該貨物の出庫の日又は当該くん蒸に係る除毒若しくは排気が終了した日の翌日のいずれか早い日までのものをいう。
- この表において「執務時間」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たる日を除き、月曜日から金曜日までにあつては午前8時30分から午後5時まで、土曜日にあつては午前8時30分から午後零時30分までをいう。
- 1件の使用料が50円未満の場合は、50円とする。
- 第4条の規定により許可を受けた港湾施設の使用目的が当該施設本来の用途と異なる場合にあつては、その使用目的により、この表の港湾施

設及びその使用の区分の欄に掲げる港湾施設のうちで用途が同一である港湾施設の使用料を徴収する。

7 使用料の算定方法については、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。